

## 加盟団体会費に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県スポーツ協会定款第7条に定める公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「本会」という。）の加盟団体会費(以下「会費」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (会 員)

第2条 本会の加盟団体になろうとする団体は、加盟団体規程により加盟することができる。

### (会 費)

第3条 加盟団体会費は、理事会において別に定めた会費を毎年度の8月末日までに納入しなければならない。

### (会費の使途)

第4条 加盟団体会費は、毎事業年度における合計額の全額を当該年度の管理費に使用する。ただし、管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することができるものとする。

### (加盟団体の休止・脱退又は除名)

第5条 本会の加盟団体の休止・脱退または除名については、加盟団体規程によるものとする。

### (会費の返還)

第6条 前条の規定により、年度途中で退会若しくは除名された場合でも、会費は返還しない。

### (補 則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、公益財団法人徳島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日から一部改定して施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から一部改定して施行する。